

# 三田市立八景中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改定

## 内容

1	本校の方針	2
2	基本的な考え	3
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	3
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）	3
	(2) 本校におけるいじめ防止の具体的な取組	4
	① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）	4
	② 信頼関係の構築	4
	③ 教職員の気づき（別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト）	4
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	5
	⑤ 実態把握	5
	⑥ 生徒が主体となった取組	5
	⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり	5
	(3) 学校におけるいじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）	6
4	重大事態への対応について	6
	(1) 重大事態について	6
	(2) いじめ対応チームについて	6
	(3) 適切な情報提供について	7
	(4) 三田市教育委員会との連携について	7
5	その他	7

## Ⅰ 本校の方針

### 【学校教育目標】

自立して目標や夢の実現に挑戦する生徒の育成

自立・夢・挑戦

### 【目指す生徒像】

- ・夢や志を持つ生徒
- ・思いやりを持ち、互いに認め合い高め合える生徒
- ・自ら考え判断し行動できる生徒
- ・自分や八景中学校に誇りをもつ生徒

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 【いじめとは】

「いじめは」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）

### 【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

## 2 基本的な考え

校区には、大型商業施設や娯楽施設が多数あり、市内・外を問わず他校生や若者の出入りが非常に多い。地域や保護者の多くは、学校の教育活動に理解があり、協力的である。

いじめについては、改めて全教員で以下の基本認識の徹底を図り、家庭・地域への情報発信や協働を進め、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。そのために、生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心が育まれるよういじめ防止等の取り組みの内容を具体的に定め、包括的に推進する。

いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

#### 【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】(文部科学省：いじめ防止基本方針より)

(未然防止)

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携と  
いった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施  
する役割

学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ  
防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行も含む)

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、  
学校いじめ対応チームは、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容  
易に認識される取組を実施する。(全校集会、学校通信、PTA 総会等で周知)

## (2) 本校におけるいじめ防止の具体的な取組

### ① 未然防止及び早期発見のための指導計画 (別紙2: 生徒指導年間計画表)

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する  
多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止  
のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力  
向上を図る校内研修など、年間の指導計画を作成する。

### ② 信頼関係の構築

P T A の各種会議や保護者会、学校 H P や学校便りにおいて、いじめの実  
態や指導方針などの情報を提供するとともに、いじめの持つ問題性や家庭教  
育の大切さなどを具体的に理解してもらうための意見交換会を定期的に設け  
る。また、日頃から教職員は生徒の話に耳を傾け、些細なことでも親身にな  
って対応するとともに、保護者に対しては家庭訪問など、顔の見える連携を  
行い、信頼関係を構築するよう努める。

### ③ 教職員の気づき (別紙3: いじめ早期発見のためのチェックリスト)

いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい  
ことを認識するとともに、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃  
さないために、チェックリスト等を活用する。また、全ての教職員が、生徒  
の些細な言動から、いじめの兆候を発見するなど、教職員の人権感覚や対応  
力を高めるため、職員研修会を実施する。

#### ④ いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学級づくりに努める。

生徒が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える人間関係を構築するなど、豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、自然学校やトライやる・ウィークなど体験活動を推進する。

#### ⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめアンケート」「個人面談」を生徒や保護者を対象に定期的実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

#### ⑥ 生徒が主体となった取組

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして自分たちでできることを主体的に考え、そして行動できるよう、生徒会の活動を推進する。そのために、教職員は全ての生徒がいじめの問題に対する取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを確認するとともに、必要な支援を行う。

- ・ 「八景中学校いじめ撲滅宣言」 ・ 「いじめ撲滅宣言パネルの作成」
- ・ 「いじめ撲滅川柳掲示板の作成」
- ・ 「校区幼稚園や校区内まつりでのいじめ撲滅の呼びかけ」
- ・ 「いじめ撲滅にむけてのポスター作成」 ・ 「こころ温まることばの掲示」
- ・ 「いじめアンケート」
- ・

#### ⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり

特定の教職員が抱え込まないように、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図る。

本校の取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき、適切に実践している

かどうかを評価（P D C Aサイクルにおけるチェック）するため、生徒や保護者、地域の方々の意見を広く募るとともに、教職員や学校関係者評価委員会などにおいて「いじめ防止の取組に関する評価アンケート」を年度末に実施する。

### （3）学校におけるいじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

## 4 重大事態への対応について

### （1）重大事態について

本校は、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とは、生徒の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② 「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

### （2）いじめ対応チームについて

いじめへの対処を行う際は、学校長のリーダーシップの下、「いじめ対応チーム」が中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、

医師、警察官経験者の専門家等が参加し調査を行うとともに、生徒のケアを行う。

### **(3) 適切な情報提供について**

(1) の調査を行った時は、学校長よりいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### **(4) 三田市教育委員会との連携について**

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに三田市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## **5 その他**

### **(1) インターネットを通じて行われるいじめへの対応**

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を握し、情報モラルに関する教職員の指導力や外部講師を招いた情報モラルの育成、生徒、保護者への指導、啓発を進める。(ネットモラル講演会、生徒会によるスマホ利用ルール)

ネット上でいじめが発覚した場合は、警察等、関係機関とも協力し、指導にあたる。